

平成23年第7回函館市教育委員会定例会 会議録

- 1 日 時 平成23年7月27日(水) 午後1時30分
- 2 場 所 市役所8階第1会議室
- 3 出席委員 橋田委員長, 小葉松委員, 星野委員, 山本委員
- 4 欠席委員 河村委員
- 5 事務局 種田生涯学習部長, 岡野学校教育部長, 小林生涯学習部次長,
岡崎生涯学習部次長, 渡邊管理課長
- 6 傍聴者 なし
- 7 付議事項
日程第1 報告事項 ・(仮称)函館アリーナ整備基本計画(素案)について
・教職員の懲戒処分内申の結果について
日程第2 調査事項 戸井高等学校の募集停止について
日程第3 議案第1号 函館市伝統的建造物群保存地区に関する規則の一部改正に関し,
議決を求めることについて
日程第4 議案第2号 函館市社会教育委員の解任に関し, 議決を求めることについて
議案第3号 函館市社会教育委員の委嘱に関し, 議決を求めることについて
日程第5 議案第4号 平成24年度使用小学校用教科用図書採択に関し, 議決を求める
ことについて
議案第5号 平成24年度使用学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採
択に関し, 議決を求めることについて
日程第6 議案第6号 平成24年度使用中学校用教科用図書採択に関し, 議決を求める
ことについて

■橋田委員長

- 開会宣言 午後1時30分
- 議事録署名人に, 小葉松委員, 星野委員を選任。
- 本日の日程のうち, 日程第1, 報告事項の2点目「教職員の懲戒処分内申の結果につい
て」および日程第2, 調査事項「戸井高等学校の募集停止について」, さらに日程第6, 議
案第6号「平成24年度使用中学校用教科用図書採択に関し, 議決を求めることについて」を
秘密会としたいがいかがか。
- 異議がないので, 秘密会とさせていただきます。
- 日程第1, 報告事項の1点目「(仮称)函館アリーナ整備基本計画(素案)について」報
告を求める。

■生涯学習部長

(生涯学習部長説明)

■小葉松委員

- スケジュールと財政面は問題ないのか。

■生涯学習部長

- 大丈夫だが、工事については周辺住民の理解が必要になる。

■星野委員

- 演劇などの音響設備はいかがか。

■生涯学習部長

- 大規模な設備は数億かかるので、持ち込みを考えている。

■橋田委員長

- 続きまして、報告事項の2点目「教職員の懲戒処分内申の結果について」報告を求める。

(秘密会につき、会議録省略)

■橋田委員長

- 次に、日程第2，調査事項「戸井高等学校の募集停止について」であるが、本件については、先日閉会した市議会定例会でも質問があったようであり、また、地域別検討協議会も開催されているので、その概要について説明を求める。

(秘密会につき、会議録省略)

■橋田委員長

- 次に、日程第3，議案第1号「函館市伝統的建造物群保存地区に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第1号「函館市伝統的建造物群保存地区に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 本議案は、平成23年6月30日から放送法の一部が改正され、有線放送電話に関する法律および有線テレビジョン放送法が廃止されたことに伴い、伝統的建造物群保存地区内における放送法による放送事業に係る行為について、現状変更行為等の規制等を適用しないこととするため、規定の整備をしようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、公布の日からとするものである。

■橋田委員長

- 議案第1号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第4，議案第2号「函館市社会教育委員の解任に関し、議決を求めることについて」および議案第3号「函館市社会教育委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第2号および議案第3号の2件について、順次、説明する。

- まず、議案第2号「函館市社会教育委員の解任に関し、議決を求めることについて」であるが、推薦団体からの申し出により、現委員 吉田 浩正 氏を平成23年7月27日をもって解任しようとするものである。
- 続いて、議案第3号「函館市社会教育委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、解任委員の後任として、小沢 信行 氏を平成23年7月27日から、前任者の残任期間である平成24年3月10日まで委嘱しようとするものである。

■橋田委員長

- 議案第2号および議案第3号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第5、議案第4号、「平成24年度使用小学校用教科用図書採択に関し、議決を求めることについて」および議案第5号、「平成24年度使用学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第4号および議案第5号の2件について、順次、説明する。
- まず、議案第4号「平成24年度使用小学校用教科用図書採択に関し、議決を求めることについて」であるが、現在使用している小学校用教科用図書は、昨年度、新学習指導要領の実施に合わせ、採択をいただいた。
- このたびは、平成24年度に使用する小学校用教科用図書採択に議決を求めるものであるが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定により、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとされており、道教委からも、昨年度に採択した教科用図書と同一のものを使用する採択を行う旨示されていることから、現行と同じ教科用図書を使用する採択をお願いするものである。
- なお、今後は、新たな採択が行われるまでの間、毎年度、前年度に採択した教科用図書と同一のものを使用する採択について、議決を求める予定である。
- 次に、議案第5号「平成24年度使用学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択に関し、議決を求めることについて」であるが、平成24年度から使用する教科書のうち、特別支援学級においては、通常の教科書以外に、幼児用絵本や図鑑等の一般図書を教科書として使用しており、本議案は、平成24年度の特別支援学級における一般図書の教科書使用に関し、採択をお願いするものである。
- 本市の特別支援学級の教科書については、子どもの実態に応じて、選択肢の幅を広げるため、無償給与できる教科書として、通常の教科書や文部科学省著作教科書に加え、平成20年度から一般図書も使用している。
- 採択にあたっては、通常の教科書を選定する方法では、一人ひとりの子どもたちの発達段階に応じた教科書を選定することが難しいことから、昨年度と同様、道教委がまとめている採択参考資料に記載されている一般図書の全てを特別支援学級の教科書として採択していただきたいと考えている。
- なお、一般図書の場合、毎年度内容の改訂などがあり、採択参考資料についても多少の加除があるので、この一般図書の教科書としての採択は、毎年度行うことが必要となっていることから、今回、改めて採択をお願いするものである。
- ここで採択されると、各学校では、一般図書を子ども一人ひとりの発達段階に応じ、無償給与される教科書として選び、活用することが可能となる。
- なお、お手元の資料の1ページには、一般図書を教科書として使用することができる根拠法令である「学校教育法附則」第9条等を、2～3ページは、一般図書の採択に関する、道教委からの通知文を、4ページは、一般図書については毎年度採択が必要である根拠法令の「教科書の無償措置に関する法律施行令」を添付している。

○ また、別添の冊子が、道教委作成の一般図書採択参考資料である。

■橋田委員長

- 議案第4号については、現行と同じ教科書を採択とし、議案第5号については、別添「採択参考資料」に記載されている全ての一般図書を採択とする。
- それでは、日程第6、議案第6号であるが、ここで、函館市中学校用教科用図書選定委員会の委員長、副委員長の出席を求める。
- それでは、議案第6号「平成24年度使用中学校用教科用図書採択に関し、議決を求めることについて」諮る。

(秘密会につき、会議録省略)

■橋田委員長

- 以上で、議案第6号の採択を終了する。

■終了宣言

- 午後5時7分

議事録署名人 小葉松 洋 子

〃 星 野 立 子

調製者庶務係 田 中 修 一